

第8章 その他

1 財産処分

- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、財産処分の承認基準が定められている。

（財産の処分の制限）

第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、**各省各庁の長の承認**を受けず、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

- 浄化槽については、『環境省所管の補助金等で所得した財産処分承認基準の整備について（平成20年5月29日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）』に基づいて対応する。

（1）承認の手続

（ア）申請手続きの原則

- 市町村整備型という財産処分とは、国庫交付金を受けて浄化槽を整備し、交付の目的に反して使用し、譲渡し、担保に供し、又は取り壊すことなどを指す。
- 財産処分を行う場合は、環境大臣に財産処分承認申請書を提出し、申請手続きを行う。

【財産処分の種類】＊財産＝浄化槽

転用（目的外使用）、譲渡（住民所有への変更）、交換（ほかの浄化槽との交換）、取り壊し（使用を止め取り壊し）、廃棄（廃棄処分）

（イ）申請手続きの特例

- 次の場合は、環境大臣へ報告すれば、環境大臣の承認があったものとして取り扱う。

- 補助を受けて設置して10年以上経過した浄化槽
- 災害もしくは火災により使用できなくなった浄化槽

（2）国庫納付に関する承認の基準

（ア）条件を付さずに承認する場合（国庫交付金の返還不要）

市町村が行う次の財産処分は、国庫納付に関する条件（交付金の返還）を付さずに承認する。

- ① 前段（1）の（イ）の場合（10年以上経過、災害等）
- ② 経過年数が10年未満の浄化槽で、次に該当するもの
 - ・道路等の拡張整備など公共事業に伴い処分する場合等で、やむを得ない事情がある場合
 - ＊使用者が亡くなり、家屋の継承者がなく取り壊す場合なども対象になる可能性があるため、県水環境課を通して環境省へ相談すること。

（イ）条件を付して承認する場合（国庫交付金の返還必要）

上記（ア）以外の転用、譲渡、交換及び取壊し等については、国庫納付に関する条件を付して承認することになる。浄化槽については、廃棄物等の施設と違い返還金額の算出が個々の事例ごとに検討されていくので、対象事例が発生した場合、県水環境課を通して環境省へ相談すること。

2 事業を進めていく上での課題・改善点など

➤ 全国アンケート調査結果による意見は以下のとおり。

【住民向け意向調査、広報など】

- 事前に住民意向調査を実施して事業を開始したものの、思うように設置基数が伸びないことが多いので、住民意向調査の内容を精査、対象地域の高齢化等も踏まえ多角的に分析して事業を開始したほうがよい。
- 導入時だけでなく、導入後も継続的に啓発活動を行っていくことが重要。
- 浄化槽のカットモデルを軽トラに乗せて各地域を回り、説明会を実施すると効果的。

【使用料の設定】

- 使用料の設定に当たっては、住民負担を明確化しておくことが重要。曖昧にするとトラブルの原因となる。また、下水道、農業集落排水との公平性にも配慮が必要。
- 年々、管理する浄化槽が増えていくことで、維持管理費も増加し財政負担が大きくなっていくため、使用料の設定に当たり十分に考慮しておくことが必要。

【帰属、維持管理】

- 帰属制度を採用する場合、機能的に問題がある浄化槽を受け入れないために基準をしっかりと定めることが重要。また、基準をクリアして受け入れても、経年劣化により維持管理費用が増加していくので、使用料設定等に当たっては注意が必要。
- 維持管理には、現場業務や事務処理に人手を要するため、組織体制はしっかりと構築しておくことが必要。

【放流先、配管】

- 放流先について、水利権者との調整が思ったより時間を要することもあるので注意が必要。

【その他】

- 高齢化等に伴い経済的な理由で設置基数が伸びないことが多く、補助制度をより手厚くしないと整備率は伸びていかない。
- 対象区域を選定する際には、現役世代の設置希望者が多い地域を選ぶようにしたほうがよい。
- モデル地域などを設定し、集中的に整備していくことも効果的。
- 下水道等の集合処理に比べ、浄化槽の処理性能が大幅に劣ると誤解されているので、住民への正確な情報伝達が必要。
- P F I は、導入準備段階で一時的に事務量が増えるものの、導入後は業務の効率化が図れ、財政面でも軽減効果があるなど、有効な手法である。